

港湾調査規則の一部改正（陸上出入貨物調査の休止）について

平成 19 年 8 月
総合政策局情報管理部
情報安全・調査課交通統計室

1. 背景

陸上出入貨物調査（以下「陸出調査」という。）は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく港湾調査（指定統計第6号）の一部（港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）第4条第4号）である。陸出調査は、港湾と陸上後背地間における貨物の流動実態を把握することに主眼をおき、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として、昭和29年から、国土交通大臣が告示で指定した特定の港湾について、調査を実施しており、最近では、全国を5つの地域に分け、5年周期で毎年1ヶ月間調査を実施している。その調査結果は港湾行政の企画立案及び政策評価の際の基礎資料となっている。

近年様々な行政分野において業務の合理化が求められているが、統計行政分野においても、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部長等会議申合せ）における統計調査の整理合理化の指針において、「既存統計調査について、類似の統計調査がある場合には、それらを統合する。」、「既存統計調査について、他の統計調査の実施に伴う調査の休止、実施時期の調整等により、実施時期の適正化を図る。」こととされている。

これを受け、国土交通省内に設置された「交通統計改善検討委員会」において、調査項目等が類似している「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」等との重複是正等に関し、統合を含めた調査の見直しに関する検討を進めてきたところである。

2. 改正内容

今般、陸出調査を休止し、今後、両調査を含めた類似統計との統合について検討を進め、新たな港湾貨物の流動調査体系を整備することとする。

このため、港湾調査規則の一部を改正し、平成19年から陸出調査を行わないことを規定するものである。

3. 改正の概要

附則に、平成19年から陸上出入貨物調査は行わないことを規定する1項を加えることとする。

4. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成19年9月下旬
施 行：公布日